

## 平成 26 年度第 6 回理事会議事録

日 時 平成 27 年 3 月 11 日 (水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>  
張富士夫会長、森正博、監物永三の各副会長、  
岡崎助一専務理事、泉正文常務理事、  
有竹隆佐、宇津木妙子、大野敬三、翁長良成、片野裕、川島雄二、後藤裕明、  
柴田益孝、白髭俊穂、竹田恆和、丹羽治夫、林辰男、平田竹男、不老浩二、  
分木秀樹、前田彰一、松崎康弘、ヨーコ ゼッターランドの各理事  
<監事>  
中村正彦監事

理事総数 28 名、うち出席 23 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

議事に先立ち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」から 4 年が経過し、犠牲となった方々のご冥福を祈り黙祷を捧げた。

その後、定款第 34 条により、張会長が議長となり議事に入った。

### 議 案

第 1 号 平成 27 年度事業計画及び予算について (岡崎専務理事、川島事務局長)

平成 27 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

さらに、昨年 11 月 12 日開催の第 4 回理事会において、現在の 9 つの公益目的事業を「<公 1>国民スポーツ推進事業」として一本化することの承認を得ていたことから、「Ⅱ. 事業内容」は「<公 1>国民スポーツ推進事業」、「<収 1>マーケティング事業」、「<収 2>出版物等販売事業」の 3 事業で構成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、本会創立 100 周年を機に公表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」に謳う「スポーツの使命」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

また、平成 25 年 6 月に策定した「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の中で、今後のスポーツ推進の新たな基本理念として提示した、「スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献していく」という「スポーツ立国の実現」を目指し、諸課題の達成に向けて、各事業間の連携を図り、各種事業を積極的に推進する。

さらに、スポーツ現場における暴力行為等の根絶に向けた対応や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施への協力・連携など積極的な取り組みを行う。

「Ⅱ. 事業内容」の「国民スポーツ推進事業」について、「1. スポーツイベント開催」では、国民体育大会、日本スポーツマスターズ、「体育の日」中央記念行事を、従前通り実施する計画とした。

3 行事の実施にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進するなど、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取り組みを積極的に行うこととしている。

「2.国際スポーツ交流推進」では、従前同様のアジア地区スポーツ交流を実施するとともに、国際スポーツ・フォー・オール協議会の運動に協力する。

「3.スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため各種講習会、大会等を実施するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図り、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

特に、各種講習会・研修会等を通して、スポーツ少年団指導者及び関係者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「4.地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」に基づき、誰もが容易にスポーツに参加できる環境を整え、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援に取り組む。

「5.スポーツ指導者育成・活用促進」では、指導者養成及び研修を中心として、スポーツ指導者の資質向上に努め、その活用及び活動の促進を図る。さらに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行う。また、平成27年度は、本会が指導者養成を昭和40年に開始してから50年の節目を迎えることから、記念式典を実施するなどの計画としている。

「6.スポーツ医・科学推進」では、各種のスポーツ医・科学研究に取り組む他、ドーピング検査等を実施する際、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力・連携して継続実施するとともに、国民体育大会ドーピング検査とドーピング防止教育・啓発活動を推進していく。

「7.広報活動推進」では、広報活動基本方針及び広報規程に基づく広報活動計画を作成・実行し、積極的な広報活動を通して、本会のブランディング向上を目指す。

「8.社会貢献活動推進」では、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの積極的な実施を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地で、人々の相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努める。

また、東日本大震災復興支援として、平成23年度から実施している「スポーツこころのプロジェクト」をはじめ、スポーツ少年団登録料及び国民体育大会参加者負担金の免除について、引き続き実施する計画としている。

なお、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰及び日本スポーツグランプリ顕彰を、従前同様、実施する。

「9.組織体制充実・強化」では、免税募金交付、スポーツ会館管理運営に取り組んでいく。

収益事業としての「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」については、計画のとおり各事業に取り組む。

「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」は、上記の各種事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に、事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、各種事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会とも、より一層の連携を図ることとした。

また、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、スポーツ振興資金財団を通して財界等へ本会の推進する諸活動の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとした。

平成 27 年度予算については、事業計画と同様、平成 27 年度からの公益目的事業の一本化を反映して編成した「収支予算書」、「収支予算書総括表」、「損益計算（正味財産増減計算）ベースの収支予算書内訳表」を提示し、次のとおり説明。

「収支予算書」について、「事業活動収支の部」の「事業活動収入」合計額は、平成 26 年度予算額に対して、3 億 1 千 1 百 30 万 7 千円減の 44 億 6 千 3 百 64 万 7 千円を計上した。「補助金等受入収入」は、「国庫補助金」において、新規に要望していた「地域スポーツクラブ交流大会」、「ASEAN 等アジア地区スポーツ交流」は内定に至らなかったが、「スポーツ指導者養成事業」、「アジア地区スポーツ交流事業」、「海外青少年スポーツ振興事業（ODA 事業）」について、前年同額が内定している。さらに、「文部科学省委託金」において、総合型地域スポーツクラブの持続可能な推進に向けた調査研究等の終了による減額、「スポーツ振興基金助成金」において、全国スポーツ少年大会等の開催地持ち回りに伴う増額、「スポーツ振興くじ助成金」において、総合型地域スポーツクラブ創設、自立及びマネジャー設置の各支援対象クラブ数の減に伴う減額、「スポーツ安全協会助成金」において、総合型地域スポーツクラブリスクマネジメント読本の作成終了による減額、「ミズノスポーツ振興財団助成金」において、指導者育成 50 周年記念行事の実施による増額などにより、総額で 2 億 4 千 6 百 68 万 5 千円減の 19 億 9 千 6 百 56 万 3 千円を計上した。

「寄付金収入」は、「一般寄付金」の減額とともに、「加盟団体募金」の取扱い終了に伴い、総額で 1 千 5 百 92 万 6 千円減の 2 億 9 千 1 百 20 万 7 千円を計上した。

「登録料収入」は、更新登録対象指導者数の減等により、2 千 2 百 73 万 5 千円減の 7 億 7 千 5 百 41 万 5 千円を計上した。

「事業収入」では、「協賛金収入」の増額を見込んでいるが、「事業負担金収入」において、日韓中ジュニア交流競技会の開催地持ち回りに伴い減額となることなどから、総額で 2 千 5 百 90 万 6 千円減の 12 億 8 千 8 百 8 万 2 千円を計上した。

次に、「事業活動支出」について、総合型地域スポーツクラブ創設、自立及びマネジャー設置の各支援対象クラブ数の減、岸記念体育会館修繕費用の減額、出版物等販売事業での印刷費の減額などにより、3 億 9 千 2 百 86 万円減の 44 億 9 千 8 百 31 万 5 千円を計上した。

次に、「投資活動収支の部」の「投資活動収入」について、岸記念体育会館の修繕に伴う会館修繕引当特定資産の取崩し額の減額により 2 千 7 百 62 万 1 千円減の 1 億 2 千 4 百 37 万 9 千円を計上した。

「投資活動支出」では、岸記念体育会館建替準備資金の確保のための特定資産積み増しについて、当該年度補正予算編成時に積み増し計上を行うことなどから、8 百 13 万円減の 8 千 9 百 21 万 1 千円を計上した。

なお、「財務活動収支の部」については、計上していない。

「予備費」については、前年度と同額の 50 万円を計上した。

以上により、収入における「事業活動収入」、「投資活動収入」の合計額と、支出における「事業活動支出」、「投資活動支出」、「予備費」の合計額は、45 億 8 千 8 百 2 万 6 千円として編成し、「当期収支差額」は 0 円となる。

「損益計算（正味財産増減計算）ベースの収支予算書内訳表」において、「一般正味財産増減の部」の「経常増減の部」では、「経常収益」として、44 億 6 千 3 百 64 万 7 千円、「経常費用」として、45 億 1 千 4 百 56 万 1 千円とした。「経常費用」では、「賞与引当金繰入」、「退職給付費用」、「減価償却

費」等の損益計算書上の費用科目を計上したことにより、「当期経常増減額」は、5千91万4千円の費用超過となった。また、「経常外増減の部」については、計上していない。

従って、経常と経常外の増減額の合計である「税引前当期一般正味財産増減額」は、マイナス5千91万4千円となった。また、法人税、住民税及び事業税は、3千万円を計上した。

以上により、「当期一般正味財産増減額」は、マイナス8千91万4千円となるが、今後、平成27年度各補助金・助成金の決定及び平成26年度決算を経て、改めて編成する平成27年度第一次補正予算において、できる限り正味財産の減額が生じないように努めることとした。

さらに、短期借入金限度額について、総合型地域スポーツクラブ助成に要する費用が約8億円となることなどから、平成27年度期中における対応準備として銀行短期借入金限度額を8億円としたい旨併せて説明。

以上、平成27年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、来る3月25日開催の臨時評議員会に諮ることとした。

## 第2号 平成26年度臨時評議員会の開催について (川島事務局長)

3月25日(水)に開催する平成26年度臨時評議員会での議案は、「議事録署名人の選出」、「平成27年度事業計画及び予算」、「次期評議員候補者の推薦」、「次期役員候補者の選定」等としていること、今後、臨時評議員会開催までに、議案の追加などが生じた場合は、張会長に一任いただく旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

## 第3号 日本体育協会スポーツ憲章の改定について (前田理事)

本会スポーツ憲章については、従前の「日本体育協会アマチュア規程」を改正し、昭和61年に「日本体育協会スポーツ憲章」を制定した。その際、「スポーツの意義と目的」、「アマチュア・スポーツマンのあり方」等を定義した。平成20年には、同憲章の「アマチュア語句」表記の削除等の改定を行った。

一方、国においては、平成23年に「スポーツ基本法」を施行し、平成24年には文部科学省が「スポーツ基本計画」を策定している。

さらに、本会及び日本オリンピック委員会では、創立100周年の節目である平成23年に、21世紀のスポーツが果たすべき使命を謳った「スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命～」を発表した。

上記のような昨今のスポーツを取り巻く様々な動向に適切に対応するため、総合企画委員会企画部会において種々検討を重ね、この度、改定案を取りまとめた。

「前文」では、スポーツ精神や21世紀におけるスポーツの使命等といったスポーツの意義や価値について明確にし、これまで規定していた加盟競技団体における諸規程等を定めるための基準については、別途位置づけることとした。

また、スポーツ「振興」の表記については、スポーツ基本法、本会スポーツ推進方策と合わせるため「推進」に修正した。

現行の「第1条 スポーツの意義」では、表題を「スポーツの意義と価値」とし、スポーツの意義を再定義するとともに、スポーツの社会的価値を明文化した。

「第2条 スポーツ精神」では、これまで説明書きとしていた「スポーツ精神」の定義を条文化し、スポーツの持つインテグリティ（高潔性）に対応する文言の追加と整理を行った。

「第3条 スポーツの使命」は、「スポーツ宣言日本」で謳われたスポーツの使命について、同宣言の趣旨等を踏まえ新に条文化した。

「第4条 基本的権利としてのスポーツ」は、新たに条文化し、スポーツを楽しむことは人々の基本的な権利であること、その実現のため、多様なスポーツへの関わり合いの機会確保、有資格者から適切なスポーツ指導を受けることが可能となることを明記した。

「第5条 スポーツの公平性及び公正性の確保」では、暴力行為や差別、ドーピング、八百長等のスポーツの価値を損なう不適切な行為の根絶を新に条文化した。

「第6条 スポーツに関わる者の心得」では、現行第2条と第6条の内容を統合するとともに、スポーツ指導者等に対応する事項を追記し、スポーツに関わる者が備えるべき内容と配慮すべき事項を明文化した。

「第7条 本会及び加盟団体の使命・役割」では、昨今のスポーツ団体に対するガバナンス強化の必要性が求められていることに対応し、現行第3条をもとに、本会及び加盟団体の具体的な使命・役割を追記した。

「第8条 憲章の適用」では、現行第4条に本会を含めるとともに、加盟競技団体の登録競技者の規程の整備に対する文言を、改定案の第7条で位置づけたことから削除した。

「附則」は、附則4として、3点、改定の施行日、条文変更による附則2の2の規定に対応する文言、競技者規程作成のためのガイドラインの位置付けを追記した。

本憲章の別表として位置づけた「競技者規程作成のためのガイドライン」では、適切な表現への修正を行った。

以上、本憲章を改定することについて、資料に基づき説明し、これらを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本規程については、平成27年3月11日付で施行することを併せて了承。

#### 第4号 事務局長及び事務局長代理の任命について (岡崎専務理事)

平成23年度に公益財団法人として新たにスタートした際、事務局長に加え、事務局長代理を特別職として位置づけ、事務局職員から登用した。

本会では、従前より「スポーツ宣言日本」に示された「スポーツの使命」の達成を目指しており、今後も引き続き、スポーツの推進に取り組むため、本会運営の中核となる事務局体制については、今まで以上に強化を図る必要がある。そのため、平成27年度は、事務局の要である事務局長及び事務局長代理を置くこととし、両者とも事務局職員から登用することとした。

このことから、事務局長には河内由博事務局長次長、事務局長代理には西田晴之事務局長次長を平成27年4月1日付で任命することについて説明、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第5号 事務局機構及び関連諸規程の変更について (川島事務局長)

事業推進の中核となる事務局体制の充実・強化を図るため、事務局機構及び関連諸規程の変更について、以下のとおり説明した。

第2条及び第3条の事務局機構は、従前5部1室としていた体制を変更し、新たに「東京オリンピック・パラリンピック支援室」を設置し、大会の成功に向けた支援や大会開催を契機とした国内のスポーツ推進に積極的に取り組んでいく。さらに、より効率的に業務を推進するため、総務部では、これまでの広報課とキャンペーン課を統合した「広報・キャンペーン課」を設置する。

第5条の所管業務では、「広報・キャンペーン課」への名称の変更と従前の広報課の業務を所管業務として追加し、広報課の所管業務に関する現行の第6条の条文を削除した。

第13条は、従前のクラブ育成課の所管業務の実情に合わせた。

第14条は、従前のクラブ支援課の所管業務に、新たに「地域スポーツクラブのガバナンスの強化に関すること。」を追加した。

第16条は、新たに設置する「東京オリンピック・パラリンピック支援室」の所管業務を、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連携に関すること。」、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援に関すること。」、「国内のオリンピック・パラリンピック気運の醸成に関すること。」、「国際総合競技大会の支援に関すること。」等とすることとした。

施行日は、平成27年4月1日付とすることを資料に基づき説明。

併せて事務局機構の変更に伴う他の事務局諸規程の修正については、会長に一任いただく旨について、これらを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第6号 日本スポーツ少年団設置規程の改定について (森副会長)

日本スポーツ少年団役員任期は、日本スポーツ少年団設置規程第12条に「役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会の終結の時まで」と規定されている。

一方、本会役員任期は、日本体育協会定款第29条に「選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と規定されており、両役員任期の終結時期が異なっている。

また、本会諮問委員会及び専門委員会委員任期は、本会役員任期と同一であり、日本スポーツ少年団役員についても、本会役員任期と一致させることが組織運営上、必要となっている。

そのため、日本スポーツ少年団設置規程第12条に定める役員任期を、本会定時評議員会終結の時までとする。

次に、委員総会における決議を要する事案については、委員総会にて審議することとしており、文書提案による決議方法は、現設置規程では規定されていないことから、新たに日本スポーツ少年団設置規程第17条として、委員総会における新たな決議方法として文書提案を可能とする条文を新設する旨を説明。これらを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

## 報告事項

### 1. 会務関係

- ・2014年度ミズノスポーツメントール賞について (不老理事)

優秀なスポーツ指導者を顕彰するために、平成2年にミズノスポーツ振興財団の尽力により制定された本賞は、日本体育協会及び日本オリンピック委員会が共催者となり、今回で25回目を迎える。本会から推薦した6名（スポーツメントール賞シルバー1名、スポーツメントール賞5名）が優秀指導者として選考され、表彰式が来る4月23日にグランドプリンスホテル新高輪にて行われる旨を報告。

### 2. 国民体育大会関係 (泉常務理事)

#### (1) 第70回国民体育大会冬季大会の終了について

スケート・アイスホッケー競技会は、去る1月28日から2月1日までの5日間、群馬県前橋市、高崎市、渋川市で開催された。群馬県での開催は、平成19年の第62回大会以来、6回目であり、44都道府県から選手・監督1,378名、本部役員303名の合計1,681名が参加した。

競技成績は資料のとおり、スケート競技会では男女総合成績において北海道が10年連続53回目の優勝を、女子総合成績においても北海道が3年連続27回目の優勝を果たし、また、アイスホッケー競技会においても北海道が2年ぶり30回目の総合優勝を果たした。

スキー競技会は、2月20日から23日までの4日間、群馬県片品村で開催された。群馬県での開催は、平成18年の第61回大会以来、4回目であり、47都道府県から選手・監督1,465名、本部役員319名の合計1,784名が参加した。

競技成績は資料のとおり、男女総合成績は、長野県が7年ぶり7回目、女子総合成績も長野県が14年ぶり13回目の優勝を果たした。

各競技会には、ソチ大会をはじめとしたオリンピック競技大会の代表経験者のほか、各年代の国際大会への出場経験者など、平昌オリンピック大会での活躍が期待されるアスリートが多数参加し、成功裡に終了した。

なお、冬季大会におけるドーピング検査は、競技会検査を46検体実施した。検査結果については、まだ結果がでていないため、結果が半明次第ホームページ等で公表することとした。

冬季大会における企業協賛については、平成20年の第63回大会から実施しており、今回で8大会目となる。

アイスホッケー競技会には、ゼビオ株式会社、スキー競技会のジャイアントスラロームには、ゼッケンスポンサーとして株式会社ICI石井スポーツ、ジャンプ、クロスカントリーには、株式会社ヒカリS.Eから協賛いただいた。

また、本会国民スポーツ推進キャンペーン協賛各社には「国体パートナー」の位置付けにより、冬季大会開催・運営の全般にわたり、協力いただいた旨を報告。

#### (2) 第72回国民体育大会冬季大会の開催地（長野県）について

第72回国民体育大会冬季大会の開催地については、去る1月14日開催の第5回理事会において、長野県に対し開催要請を行い、開催受諾書を受領したことを報告していた。

長野県からの開催受諾書の受領を受け、2月17日に本会及び文部科学省が長野県に開催決定書を届け、第72回国民体育大会冬季大会の開催県として決定した。

長野県での冬季大会の開催は9年ぶり16度目となる旨を報告。

### 3. 日本スポーツマスターズ関係

- ・日本スポーツマスターズ2016秋田大会の会期について (不老理事)

平成28年開催の日本スポーツマスターズ2016大会の開催地は、平成25年度第4回理事会において秋田県に決定しているが、会期については、当該年に開催される第71回国民体育大会(岩手県)等と重複を避けることを念頭に、秋田県と協議してきた。

その結果、基本日程は、平成28年9月23日(金)から27日(火)までの5日間の開催とし、水泳競技については、9月17日(土)、18日(日)の2日間、ゴルフ競技については、9月7日(水)から9日(金)までの3日間の開催とした旨を報告。

### 4. スポーツ指導者育成事業関係

- ・公認スポーツ指導者の処分について (監物副会長)

本会では、スポーツ界における暴力行為等を根絶するため様々な取り組みをしているが、根絶のためには時間をかけて取り組んでいかなければならない。

この度、指導者の3件の処分について報告するが、この処分が今後の不適切な行為の発生を抑止することも目的としている。

今回の処分は、当該競技団体とも事実確認を行うとともに、処分内容を協議した上で、以下の通りとした旨を報告。

(1) 水泳上級コーチ、わいせつ行為を行ったことから、公認スポーツ指導者登録規程第6条に基づき、資格取り消し。

(2) 陸上競技上級コーチ、暴言、パワーハラスメントにより、公認スポーツ指導者登録規程第6条に基づき、処分としては不処分としたが、厳重注意。

(3) ラグビーフットボール上級コーチ、暴力行為を行ったことから、公認スポーツ指導者処分基準に基づき、資格停止6か月及び反省文の提出。

### 5. 国際交流事業関係

- ・第13回日韓青少年冬季スポーツ交流事業の終了について (有竹理事)

派遣事業については、去る1月11日から17日までの7日間、片野理事を団長に、4競技154名の日本代表団を韓国に派遣し、雪上競技を2018年に冬季オリンピック競技大会が開催される江原道、氷上競技をソウル特別市において実施し、スポーツを通じて交流を深めた。

受入事業については、2月9日から15日までの7日間、4競技146名の韓国代表団が来日し、雪上競技は長野県、氷上競技は岩手県で受入を行い、長野県体育協会、岩手県体育協会及び関係競技団体の協力により、成功裏に交流が行われた旨を報告。

報告に引き続き、派遣団団長片野理事から、両国の国歌斉唱、記念品交換などの国際交流らしさを感じることが出来たとの感想が述べられた。



## 6. 生涯スポーツ推進事業関係

### ・生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2015 の終了について (森副会長)

文部科学省をはじめとする 8 団体と開催県が主催している生涯スポーツ・体力づくり全国会議は、去る 2 月 6 日、「持続可能なスポーツ環境の創出に向けて」を全体テーマに、岩手県盛岡市内のホテルを会場に、全国各地から 638 名の参加を得て開催した。

全体会では、一般社団法人アスリートソサエティ代表理事の為末大氏による「スポーツの未来を考える ～オリンピック・パラリンピックを越えて～」をテーマとした基調講演、「スポーツレガシーの創出に向けて」をテーマとして、コーディネーターに法政大学スポーツ健康学部学部長の山本浩氏、シンポジストにリ・ボンはずだ総合型地域スポーツクラブ副会長の石井理恵氏、早稲田大学スポーツ科学学術院教授の間野義之氏、為末大氏の 4 者によるシンポジウムを開催した。

また、大学関係者をはじめとする有識者による 4 つの分科会では、それぞれのテーマに沿った事例を発表し、活発な意見交換が行われるなど、成功裏に終了した旨を報告。

本会は、「スポーツの高潔性について考える」をテーマとする第 1 分科会を担当し、筑波大学名誉教授の佐伯年詩雄氏をコーディネーターとし、イギリスの大学と協働してスポーツインテグリティを研究している筑波大学深澤浩洋准教授、民間スポーツ団体におけるスポーツ指導者育成の立場からの取り組みを本会スポーツ指導者育成部岡達生部長、教育及び競技者育成に現場で取り組んでいる静岡文化芸術大学溝口紀子准教授に参画いただき、参加者との活発なディスカッションが行われた旨を併せて報告。

## その他

### (1) 東日本大震災復興支援にかかわる冠名称付与について (川島事務局長)

東日本大震災の発生から 4 年が経過したが、これまで本会では、大震災からの復興を祈念し、被災された地域を支援するため、「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠等の付与」を行っており、「冠名称」を「東日本大震災復興支援」、「副題及びキャッチフレーズ」を「とどけよう スポーツの力を東北へ!」とし、本会諸事業の開催要項、大会プログラム、会場看板等作成物、報告書等々に明記するとともに、加盟団体に対しても協力を依頼してきた。

については、平成 27 年度の諸事業においても「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠等の付与」について継続対応し、平成 28 年に岩手県で開催する第 72 回国民体育大会冬季大会については、岩手県の意向を聴取して対応する旨を説明。

### (2) 会議日程について (川島事務局長)

平成 26 年度臨時評議員会を 3 月 25 日 (水) 14 時からグランドプリンスホテル新高輪で開催すること、評議員会終了後、秩父宮スポーツ医・科賞表彰式及び受賞祝賀会を開催することについて確認した。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 20 分に閉会。